

中小企業の活力強化に向け、  
商工会議所が要望した多くの項目が実現！



大和商工会議所  
日本商工会議所

## 中小企業関係の租税特別措置の拡充・延長

※対象となる中小企業は、資本金1億円以下の法人です。

### 中小企業投資促進税制の拡充・延長【2年間】

#### ★対象資産に試験機器等が追加されます

➢中小企業が設備投資等を行った場合、税額控除（7%）または特別償却（30%）の選択適用を認める制度

【試験機器等の例】



対象業種	ほぼ全業種 (娯楽業、風俗営業等を除く)	
対象事業者	中小企業者等 (資本金1億円以下)	
対象設備	機械・装置	すべて(1台160万円以上)
	器具・備品	電子計算機、デジタル複合機 (複数合計120万円以上) <b>試験機器等の追加</b>
	ソフトウェア	複数基計70万円以上
	貨物自動車	車両総重量3.5t以上
内航船舶	取得価額の75%	
措置内容	特別償却30%又は税額控除7% (税額控除は資本金3千万円以下に限る)	

### 少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例の延長【2年間】

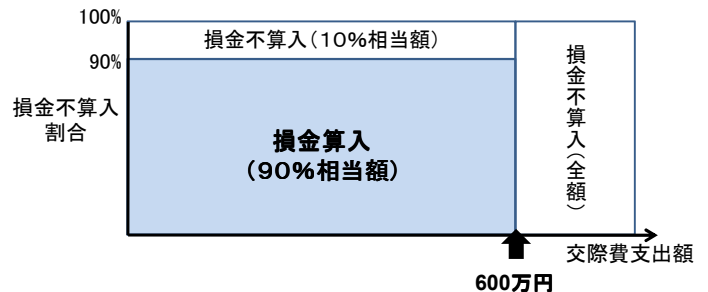
➢30万円未満の減価償却資産を取得した場合、当該減価償却資産の合計額300万円を限度に、全額損金算入（即時償却）を認める制度

対象	取得価額	償却方法
中小企業のみ	30万円未満	全額損金算入 (即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 (残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入 (即時償却)

合計  
300  
万円まで

### 交際費の損金算入特例の延長【2年間】

➢中小企業は、交際費のうち600万円まで、90%を損金算入を認める制度

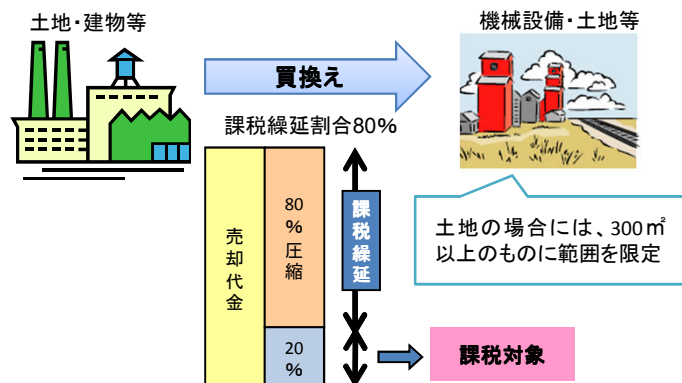


### 研究開発促進税制（増加型・高水準型）の延長【2年間】

➢試験研究を行った場合、試験研究費の12%を税額控除できる（恒久措置）。加えて、租税特別措置として、「増加型」または「高水準型」を選択適用して上乗せして税額控除できる制度  
(増加型) 試験研究費の増加額の5%  
(高水準型) 売上高の10%を上回る試験研究費

### 特定事業用資産の買換え・交換の譲渡所得の特例の延長【3年間】

➢特定の資産の買換えを行った場合、その譲渡資産の譲渡益または買換資産の取得価額の80%相当分は譲渡がなかったものとして、課税の繰延べができる制度



延長	【増加型】 税額控除額 = 試験研究費の増加額 × 5%	選択	【高水準型】 税額控除額 = 売上高の10%を超える 試験研究費の額 × 控除率
----	------------------------------------	----	--

+

【総額型】 控除額 = 試験研究費の総額 × 8~10%  
中小企業および産学官連携は、一律12%

恒久措置

# 国内需要を喚起し、仕事と雇用の増大に資する税制

## 住宅税制の延長

### 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長【2年間】

- ▶新築住宅に係る固定資産税の減額措置（戸建て3年間、マンション5年間1/2）



### 認定長期優良住宅に係る特例措置の延長【2年間】

- ▶標準的な性能強化費用相当額（上限500万円）の10%相当額を控除（所得税）
- ▶所有権保存登記、所有権移転登記に係る軽減税率（登録免許税）
- ▶不動産取得税の課税標準からの控除額の特例（一般住宅1,200万円→1,300万円）
- ▶固定資産税の新築住宅特例（1/2減額）の適用期間を延長（戸建て3年→5年等）



### 【再生可能エネルギー設備の例】

太陽光発電設備



## 贈与税の拡充

### 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税枠の拡充・延長【3年間】

- ▶直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の拡充・延長
- ▶65歳未満の親からの贈与について相続時精算課税制度の適用対象とする特例の延長

贈与年	省エネ性または耐震性を満たす住宅	左記以外の住宅
平成23年(現行)	—	1,000万円
平成24年	1,500万円	1,000万円
平成25年	1,200万円	700万円
平成26年	1,000万円	500万円

## 環境関連税制の拡充

### グリーン投資減税の拡充（太陽光発電等における設備の即時償却）

- ▶太陽光発電等の再生可能エネルギー発電設備に限り、現行の特別償却（30%）を、**初年度即時償却（取得価額の全額・100%）**とする

風力発電設備



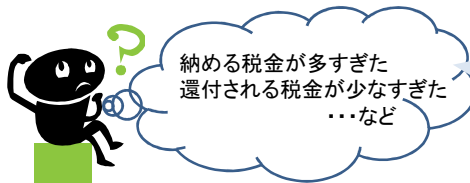
地熱発電設備



## 納税環境整備

### 申告税額の減額請求期間を「5年」に延長

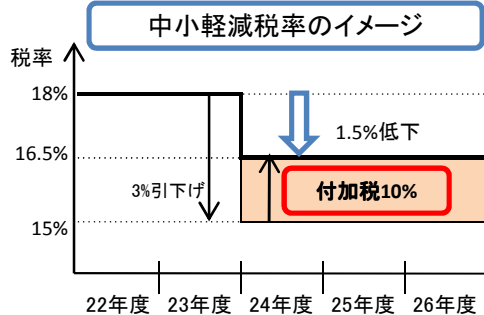
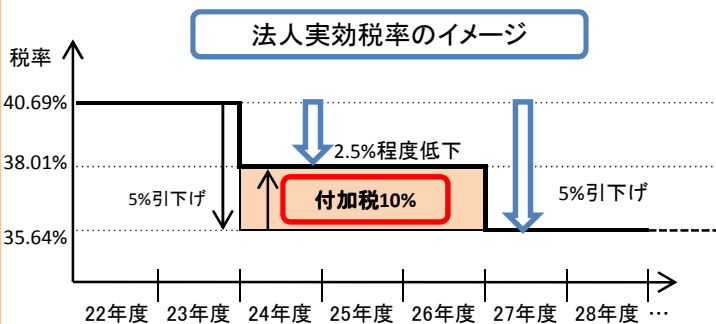
- ▶納税者が申告した税額の減額を請求できる期間（更正の請求）を現行の1年から5年に延長



**5年間**  
申告税額の減額を  
求めることが可能

## 法人実効税率及び中小法人の軽減税率の引下げ

- ▶平成23年度税制改正において、法人実効税率は5%の引下げ、中小法人の軽減税率は3%の引き下げが実現（平成24年度から実施）。
- ▶復興財源として、平成24年度からの3年間は10%の付加税が課せられるが、平成23年度の水準からは引下げとなる。イメージは以下のとおり。



※ 現行40.69%が、24年度から3年間は38.01%、27年度からは35.64%となる。（27年度で5%の引下げ）\* 東京都の場合

本チラシは、平成23年12月10日現在の情報をもとに作成しております。